

総務委員会会議録

日時 平成24年7月3日(火) 開会時間 午前10時08分
閉会時間 午後3時26分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 山田 一功
委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩徳 山下 政樹
永井 学 高木 晴雄 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

企画県民部長 丹澤 博 企画県民部理事 河野 義彦 企画県民部次長 古屋 正人
企画課長 相原 繁博 県民生活・男女共同参画課長 小松 万知代
生涯学習文化課長 斉藤 進

組織犯罪対策課長 松本 光義 刑事部参事官 秋山 一哉

議題 県出資法人経営状況説明書に係る審査

審査の結果 審査の結果山梨県土地開発公社について、閉会中もなお継続して審査行うこととした。

審査の概要 まず、委員会の審査順について(公財)山梨県暴力追放運動推進センター、(公財)長田ふるさと財団、(公財)やまなみ文化基金、(公財)やまなし文化学習協会、山梨県土地開発公社の順に行うこととし、午前10時8分から午前10時50分まで(公財)山梨県暴力追放運動推進センター、休憩をはさみ、午前11時7分から11時40分まで(公財)長田ふるさと財団、休憩をはさみ、午後1時4分から午後1時34分まで(公財)やまなみ文化基金、休憩をはさみ、午後1時39分から午後2時まで(公財)やまなし文化学習協会、休憩をはさみ午後2時17分から午後3時26分まで山梨県土地開発公社の審査を行った。

主な質疑等 総務委員会所管出資法人

※(公財)山梨県暴力追放運動推進センター

質疑

鈴木委員 2つばかり質問するんですけども、難しい話ではなくて聞くだけということ

で。

説明書のほうの中で、暴力団の根絶の推進委員を一応8名委嘱しているところなんですけど、山梨県下の中でも、特に私どもは石和管内ですね、この辺はどのようになっているのかちょっとお聞きをしたい。

松本組織犯罪対策課長

石和につきましては、暴力団の事務所などがございますので、そういった推進委員の方々から情報の吸い上げというのをしておりますし、それから、市町村の暴力団排除条例の制定というのを進めておりまして、笛吹市についても先駆けて4月に制定されたところでございます。ほかにも県警としまして、警戒の徹底とか取り締まりの徹底をしているところでございます。

先般も笛吹市内で暴力団の小競り合いがあったのですけれども、その事件に関しては5名全員検挙した事例もございます。

鈴木委員

その8名は警察のOBとかとは思いますが、なかなか監視する人は大変じゃないですかね。私どもはわからないんですけど、どんなような監視の仕方をして、情報を吸い上げていると思うんですが、活動をちょっと教えてください。

秋山刑事部参事官

本来、警察署が15あったときは、各警察署管内に1名ずつ、市には警察のOB、特に中においては防犯、もしくは暴力団担当、また捜査一課の刑事を経験した方を充てておりました。こういった中で警察再編がありまして、また、予算の削減等もありまして、現在は8名。この中においては、固有名詞は出せませんが、警察OBもしくは一般の方にも入っていただいて、情報を暴追センターのほうに定期的な連絡、通報していただく。また、年に一度、皆様集まっていたら情報交換、こういったものを行っております。

特に、暴力担当のOBの方が積極的に現在、勤めている、もしくは近隣の方々からの情報を暴追センターのほうに上げていただいているというところなんです。

鈴木委員

もう1点、最後のほうになるんですけど、8の後段のほうの、離脱者雇用給付金支給活動ってありますよね。これはどのぐらいの人間に対応しているというのか、支援をしているのか。現在、こういう方々が非常にふえているかどうか、この辺をちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

松本組織犯罪対策課長

離脱者の社会復帰支援につきましては、当然、離脱を希望する者というものの、更生を誓う者に対しては一般社会に復帰させると。非常に本人のためにも大事ですし、暴力団を壊滅させる、人員的に削っていくという意味でも大切なものですので、暴追センターでは積極的に相談に乗って、活動を支援しております。本人もそうですが、家族から相談があったりとか、そういうものもあります。

一応、数字的には、現在までに19名支援をした実績がございます。稲川会とか住吉会が一部入っていたりとか、計19名でございます。

秋山刑事部参事官

ちょっと補足させていただきますけれども、私は暴力の捜査が長かったわけなんですけど、こういう中で暴追センターの専務理事と一緒に年に1回、もしくは2回ですね、甲府刑務所のほうに伺いまして、暴力団の前歴者、また、収監されているの方々を中心に、離脱推進を図っていく。というのは、彼らは満期もしくは出所のときに、入り口に待ち受けしているわけですよ。そういう中で刑務所とも連携しながら早い時間に、また、同時に救済措置として再就職を暴追センター

のほうにあっせんするとか、他県にまたあっせんすると、こういうようなことで支援しております。

鈴木委員

最後になりますけど、私の同級生にも、まあ、言い方はおかしいんですけども、そういう方がいましてね、直接かかわったわけじゃないんですが、入ったこともあるんでしょうね。1回入ると抜けにくいっていうふうなことで、それともう一つは、抜けることに対して、なかなか、昔はしたけど、今は金品とか何か持ってこいなんていうことがあるんですが、その辺を非常に、僕らは何ともできるのですよね。本人に聞いてみると、大変なようです。やっとな手が切れたっていう言い方はおかしいんですが、そういう方がいました。その辺は個人でやっているとなかなか大変ですけども、警察の皆さんが、その方に御支援をしながら、結局、いじめを受けないような体制になっていけば、暴力団を抜けていける、安易にとは言いませんけれども、方向になるのかなということ聞いてみると、まだ、警察に相談しているのかどうかわかりませんが、どうも威圧というか、圧力をかけられて、世の中のことは、本人は抜けたって言うけど、会のほうでは抜けたって思っていないのかもしれないかもしれません。その辺が、ちょっと身近にあったもので、そんな質問をしたんですが。

県のほうでは相当そういうことも中心にやっていると思うのですが、これからどうなるか、私どもわかりませんが、その辺の支援の仕方というのを聞きただけで終わりたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

そうした脱退の希望を持っておられる人につきましては、まず事件化という方法がございます。恐喝なり強要なり、あるいは傷害なり、そういった事件化というのがありますし、あとは暴力団対策法上、中止命令というものが出されます。威嚇をして、抜けちゃだめだとか組に入れとかいった場合には、中止命令というのがすぐに出せます。かなり事件よりも手続には簡易なものになります。そういった手段もありますし、あるいは本当に抜きたいと思っているのであれば、警察が組長のほうに言って離脱証明書みたいなものを取ったりとか、そういった支援もしますし、幾らでも対応はできますので、前広に相談していただくというのが一番だと思っております。

永井委員

2点ほど内容の確認だけさせていただきたいんですが、697ページの正味財産増減計算書の中で、まず1点目に、経常収益のところ、1番ですね、基本財産運用益というのがあると思うんですが、これ、前年に比べて600万円近くふえているんですけども、これは国債か何か、どういった形で。

松本組織犯罪対策課長

基本財産運用益はほぼ国債の利益とか利息とかなんですけれども、ここでは前年度分が公益財団法人に移行した関係で、5カ月分しかちょっと計上されていないんです。通年にしますと大体1,000万円ぐらいで例年上がっています。

永井委員

多分、じゃあ同じ、4番の事業収益の責任者講習委託料収入もそういった関係で5カ月ということではないですか。

松本組織犯罪対策課長

はい、そのとおりでございます。

小越委員

昨年から甲府市内の暴力団の問題がありまして、官民一体揃って、暴力団追放のために力を合わせていかなければいけないなと思っております。そこで、幾つかお伺いしたいんですけども、まず、今、永井委員からもあった続きかもしれませんが、709ページ、平成24年度予算実施計画の中で、経常費用の広報啓発費事業費が前年度予算に対して243万円ですよね。約半分になっているのは何ですか。何で減っているのか教えていただきたいと思っております。

松本組織犯罪対策課長

709ページ記載のとおりでございます。まず、平成23年度の予算実施計画というのは、前年度の繰越残高330万円、これを含めて、全体で2,101万円の収益及び同額の支出という計画を立ててやっております。前年度予算額の部分です。例年同じ考え方で、前年の繰越残高、これを予算実施計画に組み込んでまいっております。この方法は決して間違っていないのですけれども、その前年度の繰越残高を使い切ってしまうわけにはいかない。それを使い切ってしまうと、情勢に応じて必要な執行というのがその年、できなくなってしまうので、平成24年度の予算実施計画におきましては、その前年度の繰越残高を除いた1,791万円の収益及び同額の支出という計画にいたしております。

これに伴いまして、予算実施計画の各項目、広告費も含めまして各項目を全般的に縮減しているところでございます。広告費がやはり金額的に多いものですから、その下げ幅もちょっと多くなってはおりますが、あくまでも計画でございますので、これは230万円の範囲内で効果的な広報というもの、それは努めてまいりますけれども、その情勢に応じて暴力団情勢によっては230万円を超える執行というのもしっかり検討して、積極的な広報をしてまいりたいというふうに考えております。

小越委員

ということは、広報啓発活動が半分の活動事業内容になるということではなく、あくまで予算上の話ということで、そうすると予算と事業計画がどうしてこうリンクするのか、ちょっと疑問には思います。

それから、もう一つ、この推進センターは山梨県が約50、それから市町村が16.8、民間が32.7ということで、民間からも出資していただいて官民一体となってやっているということなんですけれども、経営的な問題のところでは収益がどうなるかということが非常に、それに伴って今もありましたけれども、どんな事業が行われているかに左右されるんですけど、その中の一つに事業収益があります。これは前のほうにあったんですけども、693ページの7番、責任者講習、調査及び情報収集活動の公安委員会からの委託に基づき、各事業所の責任者講習を開催ということで、県からの財政的関与の状況を見ますと、人件費のほかに委託費ということで、これは公安委員会から責任者講習をすることに對して、お金が推進センターに来ている。それが180万円くらいあるんでしょうかね。それは、公安委員会の予算から、この推進センターにお金が出されているということでもいいのか。そうしたら、この委託費というのは随意契約なんですか。

松本組織犯罪対策課長

こちら、県からの予算が入っております。そして、ほかで同じような団体があるわけではございませんので、随契をしております。

小越委員

だれもができる話ではないので必要かと思うんですけども、随意契約で、それで、予算がないということになりますと、県からこの責任者講習をふやして、

人数をふやして委託費を使うというふうには、だんだんずるずるになっていってしまったらまずいかなと思いますので、随契を必ずしていくなら、ときにはしっかりと随意契約が必要かどうか、一般競争入札を含めて検討してもらいたいというふうに思っています。

それから、この民間と一緒にやっている中では、先ほどありました、経営のところでお金をどういうふう運用していくかというところで、国債の運用益もだんだん減っていく中では、賛助会員、寄附のところをしっかりとしなければいけないという指摘があるんですけども、賛助会員さんは今、何人で、賛助会費は今、幾らなんですか。

松本組織犯罪対策課長

賛助会員につきましては、本年の3月末時点で46個人、449団体でございます。年間に個人から1口3千円、団体からは1口1万円の賛助金をいただいております。複数口、申し込んで入れていただいている方もございます。合計しますと、平成23年度の賛助金収入、合計587万円余となっております。こちら、ほぼ数字的には横ばいでありながら、若干、減少する傾向にあるのが実情でございます。会員の獲得にさらに努めてまいりたいと思っております。

小越委員

会員の獲得、運用益が少なくなっていく中では、どうやって賛助会員、寄附を集めていくのか、具体的にどのようにやっているのかお伺いしたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

先ほど申しましたとおり、既に46個人、449団体に賛助会員になっていただいておりますので、なかなかこれを新規に広げていくというのは簡単なことではないのですが、そこは勧誘に努めているところでございます。

主な勧誘活動といたしましては、暴追センターでは事業所の責任者を対象とした責任者講習というのを年間20回開催してございます。暴力団からの不当要求に対する対応要領などを教示するような講習でございます。そういった機会に働きかけをして賛助金のほうの勧誘もしてございます。

小越委員

じゃあ、責任者講習に各事業所の方々が来ると、賛助会員になってくださいというふうにありますけど、一般の方々にはステッカーとかのぼりだとか、皆さんと一緒に暴力団追放の運動、活動を甲府市内ではいろいろな地域でやっていますが、個人の方々には声はかけることはなく、この責任者講習の事業所に1口1万円のやつを何口か入ってもらおうということなんですね。

これ、事業所の経営が大変になっている中では、なかなかそういうものがどのくらいふえているのかなと思うんですけども、3千円が多いか少ないかはわかりませんが、さらに多くの方々に暴力団追放の運動に参加してもらおうという中でも、個人の方々にもう少し、まあ、もっと安くしてほしい、という考え方もありますし、ステッカー1枚と交換というものもあるかと思いますが、何か民間の方々の力をかりるということであれば、そういう知恵も少し必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

松本組織犯罪対策課長

一般の方に対する働きかけ、責任者講習などの関係を除いた一般の方への働きかけとしましては、暴追山梨というようなパンフレットというか、資料を配布しております。その中で賛助会員の勧誘をしているということもしております。

山田委員

694ページで、たまたま理事会です、山梨県暴力追放運動推進センター経営健全化プランというのがここに提出されているんですが、経営健全化ということは、こういうプランがあるということは、現在、経営が健全ではない。その裏返しには、多分、今言う、賛助会員とかが少ないとか、いろいろな事情があると思うんですが、ここではどういうことが議題として提案されたのか。

それとあわせて5番の基本財産の運用結果と今後の資産運用ということで、昔、アルゼンチン債を買ってとか、実際に県が国債出資はしているんだけど、その後の運営が、いわゆる実際には法人で運用していくことができちゃうので、現実問題、そこに当財団は財産の運用に関してはこうだっという、やっぱり規約が多分あると思うんですが、その辺がどうなっているかをお聞かせをいただきたい。

松本組織犯罪対策課長

まず、経営健全化プランでございますが、これは当法人だけではなくて、法人全般でやっておられる話でございます、それぞれ法人ごとにランクがあって、暴追センターにつきましては、非常に一番いいほうのランクで、健全の方策としまして、先ほども既に話が出たとおり、賛助金とか寄附金を募っている。そして、財政を潤沢にしていこうということが健全化プランの中に入っております。

それから、基本財産の運用結果ですが、これはほぼ国債が大部分を占めておるのですが、こちらの運用益が毎年1,000万円ほど続いております。こちらが暴追センターの頼みの綱というか、収入源になっておまして、これは約6億の基本財産。こちら、取り崩すことのできない基本財産の運用をして、そういった利益を得ているものですが、基本財産につきましては、それを取り崩すということはありませんで、ずっと継続しているところです。

山田委員

というのは、今後の資産運用ということを主に聞きたかったのですが、それはなぜ聞いたかという、実は、706ページの中に、満期運用目的の債権及び内訳の中で現在の帳簿価格と時価で、この時価もどの時点での評価か、まあ、後で聞きたいのですが、ここでたまたま120回の利付国債が一応マイナス評価になっている。これは通常、元本割れというのはないんだけど、一つの大きな金額なので、それは市場で評価した場合にはマイナスになることもあるので、これはどういう評価が、マイナスが立っていたがゆえに私は今の今後の資産運用もあわせてリンクさせる形でお聞きをしたということです。わからなかったらまた後ほど聞かせていただければ結構です。

飯島委員

暴力のない安全で住みよい山梨県を実現するためということですが、暮らしやすさ日本一になるように努力されているということですが、少子高齢化という全体的な人口の環境の中で、暴力団の組数とか団員の増減というのは、ここ5年間とか、そういう何か傾向があるのでしょうか。教えてください。

松本組織犯罪対策課長

暴力団勢力の推移につきましては、ここ数年減少傾向でございます。全国的にもそうですし、県内でもそうでございます。これは、暴排条例が施行された影響というのが大きいかと思っておりますし、取り締まりをずっと続けてきたという部分もあります。

飯島委員

ただ、人口の割合に山梨県は多いとか、そういう特色があるかと思うんですが、あとは、全体的に数は減っているかもしれませんが、若年化しているとか、その辺の特徴的なものを、きょう答えられなくても結構ですから、情報をいただきました。

いなと思います。

あと、この間、ハーブの問題がありました。傾向として、麻薬とか、あと売春とか、いろいろな暴力団がかかわっているそういう事件があると思いますが、その重立ったものとか、特徴的なものを山梨県としてどういうふうに取り組んでいるのかというのを簡単に結構ですから教えていただきたいと思います。

秋山刑事部参事官 暴力団の情勢というものについては、まず初めに、30年ぐらい前は750名ぐらいいたんですね。それがだんだんと、これは先ほどお答えしましたように、平成4年の暴力団対策法が施行された。同時にまた、暴力団の寡占化と同時に山梨の例をとった場合、やっぱり一本化できなくて昨年5月にはいわゆる総長派、反総長派等に出てきてしまった。こういう中で、先ほど答弁の中にもあるように、県の条例、こういったもので、いわゆるこれまで暴力団を支援していた、利益供与をしていた団体、もしくはこういったら、語弊があるかもしれませんが、飲食店とか、こういった個人が一切今度は金を出さなくなったということで、彼らもだんだんとやっぱりそれは高齢化している中において、やくざでは食っていけないという中で、かたぎ、いわゆる反社会を離れていくという傾向にあります。

また、同時に資金源の関係については、先ほど委員からもお話がありましたように、ハーブの関係については、これは今、前回の総務委員会のお話のように、合法ハーブだとしても取り締まりを厳しくして、いわゆる非合法ハーブなり麻薬、そういったものの販売をやれば、それは薬事法、こういったものを適用したり、また同時に、暴力団の資金源というのは、これは今も変わりませんが、覚醒剤の密売というのは、今、山梨一家もあれば狭友会もありますけれども、大きな資金源になっている。

ちなみに、一番多いときは250人ぐらい検挙したんですけども、最近では大体100名弱。これも取り締まりが厳しくなったということと同時に、ただ、覚醒剤というのは依存性がかなり強くて、再犯性も強い。1人のいわゆる覚醒剤中毒者を検挙すると、その背景には50人の薬物乱用者がいるということになると、これはアバウトな考えですけども、100名いけば5,000人ぐらいの乱用者がいるというように考えてもおかしくないということで、警察は取り締まりを暴追センターとともに、また、各種団体と一緒に情報を共有しながら取り締まりを強化しているところでございます。

高木委員 先ほどの話でちょっと確認したいんですが、697ページの賛助金のところですが、個人が3千円で法人が1万円でした。個人が46名でした。法人は何名ですか。

松本組織犯罪対策課長

449団体でございます。

高木委員

449掛ける1万円と考えていいわけですか。

松本組織犯罪対策課長

いえ、複数の口、同じ者が。

高木委員

はい、分かりました。数字が合わないからちょっとと思って聞きました。

今、飯島委員から暴力団の数だとか、犯罪の主なものという話が出たんですけども、1年と1カ月ぐらいたっているんでしょうか。甲府市内、暴力団同士の

抗争が非常に市民の生活を脅かすということの中で、警察も相当神経をとがらせて、私たちがちょっと買い物に行ったりしたときも異様に感じたりするほどの状況がずっと行われてきました。随分精神的にも、あるいは管理上もいろいろ大変だったと。警察官自体も体力的にもこれは大変な思いをした1年1カ月だった。だけれども、まだ収束していない。でも、徐々にそちらの方向に向かっていくというふうには聞いているんですけども、いつどうなるかもわかりませんけれども、実態はどんな状況なのか。非常に気がかりなところですのでお聞きしたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

対立事案につきましては、昨年5月から始まっております、山梨一家というのが分裂して、県下各地で小競り合いを起こしたところでございます。これに対しては、関係箇所の警戒措置の徹底、それから違法事案に対しては検挙の徹底、それから資金源対策というのをやってまいりました。暴追センターもそうですし、民暴弁護士の方とか市町村等々と連携をしまして、みかじめ料などの資金源対策を封圧してきております。現在、山梨一家から離反した山梨侠友会というのがあるんですが、こちらは相当縮小してございまして、小競り合いも見られなくなっております。

ちなみに検挙につきましては、計36人逮捕しているところでございます。ただ、山梨侠友会は縮小したとはいっても、壊滅はしていない、消滅はしていないものですから、そして対立している構図も根本的なところは少しも変わっていないところでございますので、引き続き警戒と検挙、そして資金源対策、こういったものも強力に推進していきたいと思っております。

高木委員

今話を聞いて少し安堵するところもあるんですけども、逆に、侠友会が小さくなることによって、片や相手側が、その後がもっと怖いなという感じもしないでもないんですね。さらにその辺のことを踏まえた中で、警察当局はどのようにお考えになっているのか、先ほどもちょっと触れていましたけれども、もうちょっと突っ込んだ話を聞かせていただけませんか。

松本組織犯罪対策課長

稲川会山梨一家というのが県内の最大勢力で、山梨侠友会と争っている現段階でございましてけれども、確かに山梨侠友会のほうからこちらのほうへ寝返っているという傾向はずっと続いております。ですので、引き続き、例えば資金源対策のような、小競り合いとは別で、組織の弱体化を図っていくような恒常的な対策というのを引き続きとっていきたくと。組織ごとに県警としましては重点的に取り締まるべき団体というのを定めているんですが、現在の最重点は山梨一家というものに定めておまして、重点的に取り締まりをしていきたいと思っております。

※（公財）長田ふるさと財団

質疑

小越委員

相和銀行の長田さんが出資をしてつくられた財団だとお話にありました。そして、包括外部監査におきまして、寄附者の強い思いによる特別扱いされた助成事業が含まれている、云々かんぬんということが指摘をされて、その改善ということもありましたけれども、そこには山の都ふれあいコンサート、ふれあい文庫図書購入事業費、看護職定着事業ということで3つ書いてありますけれども、これを3年間これから助成額を減額して、ゆくゆくはその助成もやめるという方向でいいんでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

ただいまの3事業につきましては、県民生活に定着しまして、また、一定の効果があるという中で、突然やめると、これが存続できないというような事業もありますことから、3年程度の期間の中で徐々に減額するというので、申請が出てきた場合、1年目が75%、2年目が50%、3年目が25%ということに減額をして、最終的には同じ事業では助成は行わないということとしております。

小越委員

しないことになると、例えば看護協会がやっております看護職定着事業、これは22年度、100万あるんですけども、それは看護協会などで独自にやるということになるんですね。

小松県民生活・男女参画課長

同じ枠組みの中でその事業提案をしてきますと、そういった今、言ったような廃止の方向で考えていくわけですけども、内容について、時代にも即したような新規事業を提案してきた場合にはまた改めて議論をし、場合によっては選定をしていくということになります。

小越委員

もう一つ改善する話で、県民の看護師さんの選定方法と表彰の内容のところがありました。副賞として海外研修旅行、ナイチンゲールのふるさとを訪ねるということで行くという話を聞いたんですけども、それはお1人幾らで、何日間で、どこに。毎年同じなのでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

1人当たり上限額は45万円ということにしておりますけれども、その年によって実はコースは見積り合わせを取りますので変わってきます。ただ、基本的にはナイチンゲールの生誕の地ということでイギリス、それからフランスということで、旅行会社のほうから見積りを取ります。期間は8日間ということでやっております。

小越委員

それで、今度はこの海外研修を、大きい病院の方しか海外研修、8日間空けるとなると職場に穴があいてしまうので、そういう人しか選定されないのではないかといた中では、今後、その海外研修の制度をやめてというか、違うものに改善して、副賞を別にするとか、それから、普通の開業医のところの看護師さんを含め、広く表彰されるべき方々をどうやって拾っていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

小松県民生活・男女参画課長

副賞の方向については、今後、私どもがまず事務局として検討し、理事会、評議員会に諮っていくこととしております。ただ、海外旅行につきましては、8日間ということで、確かに大きい病院でないと行けないということがかなり出てき

ますので、そこについては寄附者の意向がイギリス、海外旅行というようなことではありましたが、そういった意見がある一方で、より多くの看護師さんに行きやすい環境をつくっていくということももちろん必要かと考えますので、そのあたりは今後、各運営委員、理事等の意見も聞きながら検討を進めていきたいと考えております。

小越委員

県民の看護師さんというのと、看護大会のときに知事も出て、看護の功労表彰の方もいらっしゃると思うんですけども、県民の看護師さんには副賞の海外旅行があって、それ以外のたしか表彰もあったと思うんですけど、その違いとかすみ分けとか指定の仕方とかはどう違うんですか。

小松県民生活・男女参画課長

今、お話のありましたもう一つのほうは、福祉保健部の医務課のほうでやっている表彰のほうの関係だと思うんですけども、そちらのほうについては私どもでちょっと詳細を存じておりませんが、私どものほうでは、県民の看護師さんの方の募集の要綱がございまして、こちらのほうに当てはめまして審査をして決定しております。

小越委員

そうしますと、この県民の看護師さんという表彰と、医務課がやっている看護師さんの表彰と、二本立てで同じようなというか、私、両方とも県民の看護師さんかと思ったら、よく見たら違って、看護大会で医務課が表彰するものと、このふるさと財団が表彰するものとどこが違うのか。同じことを県は医務課でやって、こっちは出資法人でやっているというのはどこが違うんでしょうか。一本化できないんですか。

小松県民生活・男女参画課長

この県民の看護師さんの表彰につきましては、寄附者が後から平成5年度に1億6,000万円寄附したときに、こういった特に看護の方に関する、労に報いるような形を示してやってほしいという意向を受けて、その当時、こういった海外旅行、副賞を行うというようなことで財団の事業としてやってきておりますので、私どもの方では今のところ、この財団の当時の意向、考え方を受けながら実施をしていく考えでおります。

小越委員

それで、前はたしかふるさと財団だと思うんですけど、今回、長田とわざわざつけたのは何でなんですか。理事長が長田さんという方です。で、冠をつける、個人名を、出資法人であるところに長田という冠をつけるのはなぜなんですか。

小松県民生活・男女参画課長

当法人は、昨年に公益財団法人ということになっておりますけれども、昨年度に公益法人としてのスタートを切る際に改めて、寄附者でありまして、設立当事者ともいえますこの長田さん、ご兄弟でございまして、この故郷に寄せる思い、尊い志、それから公平・公正な思いというものを記念して、この財団名に名前をつけたということでございます。

小越委員

出資法人で県もお金を出していますし、多分、事務局は男女共同参画課でやっていますよね。県がお金を出して、そして民間の名前をつけて、そこに表彰するというのは、私は出資法人、公的資金が入っている中で、わざわざ民間の理事長

の名前を冠つけるというのはいかかなものかというふうな気がします。じゃあ、理事長がかわって田中という人になったら田中ふるさと財団になるのか、この寄附者の意向によってということになりますと、じゃあ、出資法人として県の考え方はどうなるのか。そして、県が事務局を多分やっていますよね。このふるさと財団の長田さんの相和銀行のところじゃなくて、県がそれを主導して事務局をやっている中では、わざわざ長田という名前をつけて、冠をつけていく、公的機関として、出資法人、県がなっているわけですからね、私はちょっと不適切ではないかと思うんですが、いかがですか。

小松県民生活・男女参画課長

当財団、5億円の基本財団でございますけれども、実質的には最初に2億9,800万円、後から2億円ということで、4億9,800万円を長田さんの出資によるものというところがございまして、そういった、大変、当時のふるさとへの熱い志、これがあって、この財団が設立されたという経緯というのが大変重いところがあるというふうに受けとめられます。そういったことから、この公益法人になるときに、そういった議論、もちろんあったかとは思いますが、長田という名前をつけるということで決まったというふうに考えております。

小越委員

それは事務局に聞いても仕方ないかもしれませんが、私はね、出資法人。だったら長田さんがこの財団をつくって、個人的にやってもいいような話かなと思うんですよね。わざわざ県が出資して、わざわざ今回、公益財団法人になるときに名前をつけ直したんです。長田という名前を。前、ふるさと財団でしたけれども。どうして県がやる事業なのに、この長田さんの寄附の意向がこんなに反映されて、そのことが特定のところに入っていくのかというのは、やっぱり不適切にだんだん近くなってくると思うんです。この包括外部監査のところの最後のところにも、これはこのところだけでなく、ほかの法人にも当てはまるんですけれども、事務局を県がやっていると。出資法人。ほかのところはかなり自分たちでやっているんですけど、このふるさと財団とやまなみ文化基金、それから小佐野記念。ここも名前、冠がついているんですけど、幾つかは事務局を県がやっていると。それは県ではなく出資法人として独立するべきではないかということも指摘をされております。私は出資法人でこれだけお金を出して、長田さんという名前をつけて、で、県がやっている県民の看護表彰も同じようなことをどうしてやるのかなと思います。それだったら出資法人、県が出しているんですから、県がやろうとしている目的に沿うことに、もっと違うことに展開できると思いますし、もっと整理をすればいろいろなところに使えると思うんですけど、私はちょっとこの名前をつけたことも含めて不適切でないかなと思います。

小松県民生活・男女参画課長

当財団につきましては、23年度から公益財団法人に移行したということでございます。より公共性、それから公平性、透明性を確保する中で事業を効果的、効率的に実施していくことが本来のこの事業の目的、趣旨であると考えておりますので、引き続き適切な運営が図られるよう努めてまいります。

小越委員

最後確認ですけれども、事務局はじゃあ、もう県がやらない方向でいいんですか。事務局を引き上げるとか。23年4月、これによりますと、長田ふるさと財団5人、やまなみ文化基金5人、県職員、臨時非常勤が入っていますよね。理事長さん以外の、その下の方は多分県の職員、丹澤さんが副理事長に入っていますので、理事会の中でも、長田さんの意向は、お金は出したかもしれませんが

も、県の出資法人にして、県が事務局もやっていて、そして長田さんの意向に沿っていく、こういう流れをずっとこれからも引き継いでいくのは、私はちょっと不適切ではないかなと思うんですけど。

小松県民生活・男女参画課長

確かにこれまで意向を重視してきたということについてはそのように感じています。そういった中で、公益財団法人に移行していますので、今の理事長は長田庄一さんの御子息ではあるんですけども、包括外部監査でこういった指摘を受けたということは全部、資料もお持ちし、お話をしております。そういったことから、指摘された点については改善をし、そして、よりよいこの財団が運営できるというようなことで、これまでの長田さんの意向ということばかりだけでなく、広く県民に向けてこの事業が有効に活用されるような、そういった運営ができるようにということで考えております。

ですので、長田さんにもそういった意向についてはある程度理解はいただいております。ただ、事務局につきましては、そうは言いますが、当時の財団設立の経緯というものがございまして、今回も確認はとっておりますけれども、県のほうで運営するというのでただいま考えております。

山田委員

じゃあ、ちょっと事務的な点で済みません。25ページの正味財産増減計算内訳書を見ると、これ、教えてもらえればいいんですけども、たまたま5億円の指定正味財産を40.5%ずつここに配分をして、法人会計が19%の果実を得ているのかどうか、ちょっと計算上、今見たのでわからないのですが、助成事業と表彰事業の2つに分けて、このフォーマット、形式は、いつからしているのかという。ちょっと私も正味財産、分割しているという事例を、5億円じゃなくてね、事業ごとに割り振っているのは初めて見るので。

それともう一つ、20ページの第2回の理事会ですね。ここに特定費用準備資金等取扱い規則の制定というのがここで制定されているのですが、関連性もこれ、あるのか。私としては、この特定費用準備金という、法律用語というかが初めてなものですから、関連性があるのかも含めてちょっとお聞かせいただきたい。

小松県民生活・男女参画課長

この案分につきましては、今回の決算からこういったことを形式として行っております。今回、私ども公益財団法人になって初めての決算ということでしたので、公認会計士の方に御相談をして、こういった形で案分をして決算としております。

それから、特定費用準備金の話なんですけれども、特定費用準備金につきましては、当財団、平成30年に設立して30周年になるということになりますので、そこで記念行事を行うということに向けて準備金を積み立てていこうという案をかけたものでございます。ただ、これにつきましては、準備金として内容が記念誌の発行、それからパーティーというような内容で出しましたところ、これを出して一たん決議を受けたのですけれども、公益事業のほうの認定審査会、私学文書課にございますけれども、そちらに変更申請ということで出そうということで準備をしていたところ、そういった内向きの事業は公益法人としては適さないということを言われまして、一たんこれについては取り下げまして、予算のほうからも23年度決算の際に積立てをしていくということにしていたのですけれども、それを行わないということでこういった計上を行っております。

山田委員

そうすると、結論から言うと、この規則は制定はされたけど運用はしないとい

うことでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

そうでございます。また改めて準備金については、今後、内容について検討をしていくこととしております。

山田委員

じゃあ、済みません、これ以上しませんから。この比率の根拠がね、ちょっと、40.5ずつに合わせて、法人へ19%割り振った、この根拠は何かあるんですか。

小松県民生活・男女参画課長

まず、法人会計のほうについて、事務費、管理費についてこのぐらいあればというような試算を行いまして、その残りの金額について2つの公益事業で半分ずつにしたということでございます。

山田委員

ということは今後もこの比率を、一度決定すれば、この後、守らなければいけないので、この果実を超えて顕彰事業、あるいは助成を多くするという、こういうあれはもうなしという、そういう、ある意味の、自分で首を絞めることになるんですけれども、その確認だけをして終わりたいと思います。そういうことでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

もちろんそういった考えでやっておりますけど、どうしても足りなくなった場合には法人会計のほうから補てんをしていくということに、決算時にそういった形をとることになります。

山田委員

法人会計はないですよ。じゃあ、いいです。ありがとうございました。

飯島委員

長田さんに限らず、今の経済状況だと、財団の皆さんはとても運用益が少ないので、やり繰りが大変だと思います。22ページの正味財産の増減計算書を拝見しましても、できるだけ経常費用は縮小という努力も見られる中、細かいのですが、雑費だけが大変突出しているんですね。この中身をお聞きしたいと思います。

小松県民生活・男女参画課長

この雑費でございますけれども、16万2,750円のうち、経理のコンサル料が15万7,500円。これは先ほど申し上げました、初めて決算をやるということで、経理のコンサルをお願いした費用でございます。

飯島委員

ありがとうございます。それで、28ページの、いわゆる運用している商品、あるいは金融機関ですね。私も昔、財団にちょっといたことがあって、運用をやった経験があるんですが、少しでも有利な商品とか、金融機関を使っていると思うんですが、今、書かれている山梨中央銀行の県庁支店とか大和証券の甲府支店、この選定に関しては方針とかいろいろなことがあると思いますが、選定についてはどんなことで決められたんでしょうか。

小松県民生活・男女参画課長

運用に関しましては、やはり有利で、そして安定的であるということのを第一としております。したがって、昨年は下のほうの投資有価証券でございますけ

れども、これについては平成23年度に4社から見積り合わせを取りまして、やはり一番利回りのよかったものを取ったということであります。ことしはたまたま4月に3億円のちょうど償還になったものがありまして、その際にはなかなかその3億円をまとまって運用するということが難しく、かなり私どものほうもいろいろと情報収集をして、より有利にということを考えてまいりました。そういった中で、国債と比較して有利な新発の金融機構債、これを予約をして購入しております。結果として、国債の平均利回りと比べて若干ではございますけれども、利率のよいものが購入をできております。

※（公財）やまなみ文化基金

質疑

小越委員

午前中の長田ふるさと財団と同じようなお話になるかもしれませんが、包括外部監査の指摘が、このやまなみ文化基金については非常に厳しい指摘が多々出されております。いわば県費による事務局運営がされているにもかかわらず、寄附者の意向に基づき法人の統治が行われていると推測されても仕方がない状況という厳しい指摘、意見が出されております。

それで、包括外部監査によりますと、例えば理事会、評議員会の出席率が低調だと。ひどいときは33%、44%という理事会もあったとあります。それから、助成の対象になるものが、外部のものが決定プロセスを事務局が提案したもので、どうしてこういう助成になったのかというプロセスがないと。それから、過去5年間に寄附をしたグループが行う事業に対して助成金を出していたのがほとんどであったと。それから、山日新聞さんがやるものに、そこに恣意的に決定が行われて、法人のチェック機能がなかったということが、もとは山日新聞さんの3億かもしれませんが、それを全額山梨県が受けて、県が出資法人をしているわけですから、それをある特定のところに払うのはまことにゆゆしき事態だったというふうに、私はこの包括外部監査を読んで、本当にこれでよかったのかというふうに覚えております。

それで、この包括外部監査の指摘を受けて、このきょうの報告の中の評議員会、理事会の議題に、さっきは長田ふるさと財団があったのですが、包括外部監査の指摘の対応ということが第1回、臨時、第2回とないのですけれども、どのように論議をされ、どう改善されてきたんでしょうか。

斉藤生涯学習文化課長

小越委員の御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、包括外部監査のときに指摘事項では1点、それから幾つかの御意見をいただいております。委員が今、お話しなされましたように、まず、寄附者である山梨日日新聞、それから山梨放送からの独立性というものが確保されていないのではないかという部分につきましては、今回、4月1日からの公益財団法人への移行に際しまして、それまでは8名中3名の理事さんということでございました。それが理事6名といたしまして2名の方、33.3%、3分の1という理事構成、それから評議員につきましては前年度までは8名の評議員さんを9名にいたしまして、その中で8名中4名グループの方がいらっしゃいましたけれども、9名中3名、こちらのほうも3分の1というふうに理事及び評議員を3分の1というふうな形の構成を

経て、公益財団法人への移行につながったところでございます。

それから、具体的にこれまでの助成対象事業につきまして、原資を出資された企業グループの事業が毎年1ないし2、助成対象事業になってきたことにつきまして、これまで毎年、申請を多くの方からいただいております中で、客観的に県民にとってどういう事業をすることが一番県民の皆さんが喜ばれるのかという視点に立って助成対象事業を決定いたしてきておりますので、引き続きそれをより透明性を高めるという意味で、この公益財団法人移行の機に改めまして、新しく助成事業選考委員会の設置をさせていただきました。この第三者機関となりますそれぞれの舞台芸術ですとか、いわゆる文化活動、芸術活動についてのいろいろな知見をお持ちの第三者機関の皆様方に助成事業一つ一つの御審査を客観的にいただくということで助成事業選考委員会の設置をさせていただいたところでございます。

小越委員

選考委員会はどのような方々で、その方々は今回、今年度、申請されたものについて、前は客観的根拠がなく、100%のところもあれば65%、50%の助成内定額、全然ばらばらで、なぜこの金額なのかわからないということなんですけれども、こういう事業についてはこのぐらいのお金が必要、そしてこのぐらいの人数が見込まれるということを含めて、資料を提出していただいて、それを取りまとめて提案するのは、ここの事務局の生涯学習文化課なんですか。

斉藤生涯学習文化課長

まず、新たに設置いたします助成事業につきましての選考委員会でございませけれども、それぞれ、例えば舞台芸術にかかわる専門の方々、それから生涯学習的な視点をお持ちの方々ということでの委員を選考させていただいております。

それから、これまでの助成事業につきまして、県が事務局を担っておりましたところでございますので、いわゆる公益性とか、その事業対象が広く県民に開かれた事業であるのか。あるいは、基本的な基準でございますのは、事業として100万円を超える事業ということで、ある一定の規模で県民の皆さんへの影響力がある事業ですとか、そういう基準の中で判定をさせていただきましたので、特にうがったような見方をされる恐れがあるという御指摘に対しまして、今後は透明性を高めたいということで設置をさせていただいたところでございます。

小越委員

ということは、透明性を確保するために、選考委員会の公開ですとか、どうしてこうなったのか、幾らになったのかということ是可以する。それから、選考委員の皆さんへの報酬、選考委員の方の旅費、そういうものは出るんでしょうか。

斉藤生涯学習文化課長

そもそも、まずこの公益財団法人の事業目的であります、その目的を達成するための3億円の基金から発生する、わずかな果実をできるだけ多くの皆様にお届けをするというのが第一義的でございますので、これまでも理事、それから評議員という役員の皆様には無報酬をお願いをいたしておりますので、当然、今回、助成事業選考委員会をお願いする皆様方も無報酬をお願いをするということで進めております。

また、今後につきましても、こういった事業が継続的に少しでも多くの皆様方に享受していただけるように、毎年の事業につきましては、できるだけ連続して助成対象にならないような配慮等も加えまして進めてまいりたいと考えております。

小越委員

ということは、午前中の長田ふるさと財団と同じように、3年で打ち切りとか、1回受けたところの事業はもう出さないとか、2年目は50で切るとかっていう、そういう方針はお持ちなんですか。

斉藤生涯学習文化課長

委員のおっしゃるとおりでございまして、私どもこれまでも1回助成対象に該当いたしますと、翌年に引き続き申請が出されても、私どもの基準をお話し申し上げまして、しばらくお待ちをいただくということ、これまでも継続的にやってきております。ですから、連続して2年あるいは3年というふうに、同じところに私どもから連続して助成することはこれまでもございませんでした。

小越委員

この包括外部監査によると、A社の18年の「葉っぱのフレディ」があって、その後「ピーターパン」があって、「エビータ」があって、1回だけB社が入っていますけど、5年間で、9回のうち、8回がA社、そこなんだろうけど、そうしますと今度は、この寄附をしていただいたところに恣意的とか、そこに偏るのではなく、助成事業は広く県民の皆さんから出されたものを審査して、そして決定されるということで、かなり透明性が確保されるかとは思いますが、そうは言いますが、いろいろな芸術とか文化とかの助成事業って県にもありますよね。県の国民文化祭初めいろいろなことが。それをわざわざこのやまなみ文化基金で助成をするというのは、何か意図するものがあるんでしょうか。

斉藤生涯学習文化課長

実は、こういう助成事業というのは、県等ができないエリアをととても支えている重要な部分でございまして、委員がおっしゃる原資を出資された事業者につきましても、これは毎年、いろいろな魅力ある事業をしていただいておりますけれども、その中でも、本県における規模の大きな、例えばミュージカルというふうなものを、当該事業者以外がやっていただければ、そこが当然、助成対象となると思うんですけれども、なかなか多くの事業者が競ってそういうことをやっていただける状況下にはない本県事情も加えますと、多くの申請事業が横並びで審査をしたときに、私どもとすれば、多くの県民の皆様にとって優れた舞台芸術を鑑賞できるような事業内容に対して助成をしたいというふうなところで公平・公正な審査というレベルで審査をしてきたつもりでございまして、今後は、先ほど申し上げましたように、助成事業選考委員会という委員会を第三者機関として設置いたしますので、その中でより透明性、公平性を高めてまいりたいと思います。

小越委員

この49ページを見ますと、24年度の実施計画は、助成金の支出ですね、前年度に比べて、前年度が530万円、24年度予算は140万円で、390万円も減っているんです。こんなに少なくしてしまうと、先ほどお話のありました、県民にとって舞台芸術やよりよいものが、すごい少ないですよ。昨年と比べて、それがちゃんと確保できるんでしょうか。

斉藤生涯学習文化課長

実は、基本財産の運用の節目を迎えまして今年度の特種事情も絡めてでございまして、今までの運用利率よりもこのところの経済状況下でございまして、運用の切りかえの、ちょうど前年度末から今年度初めにかけて、運用利率は大変低く再びなっております。そういった中におきまして、24年度の事業計画をつくるに当たりまして、運用の切りかえでどのぐらい縮小してしまうのかという

ことも含めて、24年度の事業規模を少な目につくらせていただき、残った場合は25年度にその分を積みまして、再度助成をしたいというふうな考え方がございました。

それに加えまして、今回の24年度の事業費が少なくなりましたのも、申請事業者、幾つか申請をいただいたのでございますけれども、やはり申請内容によりましては対象外とならざるを得ないような事業、あるいは中身につきましていま一步、該当には届かないというふうな申請内容もございましたので、精査をした結果、24年度の事業規模になったということでございます。

小越委員

じゃあ、この140万円で、先ほどお話しになった、県民の皆さんに資するようなことがどうやってできるんでしょうか。該当するものがないとか対象外とか、100万ぐらいのものって言いますけど、いろいろな舞台芸術を見ますと、それなりにお金がかかる。ブロードウエーの「サウンド・オブ・ミュージック」とかいろいろ書いてありますけれども、そういうものでしか対象ができないとなりますと、やはり幅が狭くなりますよね。もっと小さい文化活動も含めて援助するというふうにはならないんでしょうか。140万円しかないとする、この100万円って1件か、2件行かないところになりますと、この基金を使つての文化活動がどこかの1つのところだけに1回ぼっきり100万円助成するよりも、もう少し分けて、30万円とかで幾つかの地域にやってもらおうと、そういうふうにならないんですか。

斉藤生涯学習文化課長

繰り返しのような答弁になりまして大変恐縮でございますけれども、24年度につきまして、11件の申請がございまして、それに対しまして最終的には4件選ばせていただきましての140万円でございます。それぞれ該当しました事業につきましては、県民福祉のために役に立つという事業認定の御評価を理事会、評議員会でいただきました内容でございます。それ以外のものにつきましても、御説明したところで、対象外にさせていただく旨を御理解いただいた結果でございます。

小越委員

それで、長田ふるさと財団のところでも言ったんですけども、やまなみ文化基金と長田ふるさと財団は篤志というか、寄附をしていただいた方の意向に沿って、事務局は県でやっておりますよね。ほかの出資法人は自分たちで何とか事務局をつくってやっているんですけど、この2つは外からお金をいただいて、そうしたらそこの方々がやっていたらあれなんですけど、事務局をずっとこれからは県がやっていくんでしょうか。どなたかからいただいたものが、県が全部文化活動に使っていくということであればあれですけども、だれかの恣意的なものが入るようなものは極力排除していくのが普通であり、それなのになぜか事務局を県が持っているのはいささか解せないんですけど、事務局機能は今後どうしていくつもりなんですか。

斉藤生涯学習文化課長

今の御質問、2点要素があったと思いますが、まず1点目の、今後も県の中に事務局を置くか置かないかということにつきましてですが、先ほど申し上げましたように、少ない果実をできるだけそのまま県民の皆さんにお届けしたいということになりますと、管理費としての人件費、こういったものに何百万も使ってしまうわけにはまいりません。そういった意味で県職員が事務局を担っているということでございます。ですから、県から出そうとしましたときには、その事務局

の家賃ですとか光熱費ですとか、そういった管理経費も人件費も含めてかかることとなりますので、そういった意味の管理経費を少しでも少なくして、県民の皆さんにそのまま果実をお届けしたいということが第一義的にございます。

もう1点につきましても、やはり今後、私どもの検討課題とはさせていただくつもりでございますけれども、そういった他の出資法人につきましても、協調的な関与ができるということができれば、先ほどのような、1カ所が管理費を負うというスタイルでなければというふうな検討は課題であろうと思います。

小越委員

であれば、山日新聞さんに事務局をお願いして、県は理事会、評議員会の中で公平性なこういう立場にあるということもできるかと思うんです。この出資法人、小佐野記念財団もありますけど、どなたかが寄附していただいて、それを全部県が受けて、出資法人にしたという、その成り立ちのところがいささか解せないというか、なぜそこに投資法人で公的が入って、名前がついたり、出資した方々のところにプラスになるようなことになるというのは、ちょっと私は解せないもので、少なくとも事務局はお返しをして、そちらにやっていただいて、そして評議員会や理事会の中で、山梨県として出資しているわけですからちゃんと意見もして、公平で公的な、この包括外部監査にあるようなことになってもらっては困りますので、これは全面的に変えないと、この指摘のとおりだとすると大変なことになっていたなというふうに思っておりますので、これを深く反省していただいて、次のところに持って行ってもらいたい。この包括外部監査の指摘のところについての教訓と今後のことを最後にお聞かせいただきたいと思います。

斉藤生涯学習文化課長

包括外部監査につきましてのその後の私どもの指摘に対する、あるいは意見に対する対応策として、今回、公益財団法人格を取得するに当たっての理事会の構成メンバー比率、あるいは評議員会のメンバー比率、それに加えて透明性、公平性を高めるための事業の第三者的な選考を可能とする助成事業選考委員会の設置、これで包括外部監査で御指摘をいただいたものについての対応は、私ども、万全の体制が敷けたと考えております。よろしく願いをいたします。

山田委員

財産のことで1点だけ、済みません。基本財産の中に、指定正味財産に3億が足りなかったから普通預金を持ってきているんじゃないかなとちょっと思っているんですが、47ページですね。これ、3億円を維持しなきゃいけないので、普通、指定にこの普通預金を持ってくるということはちょっとないので、その形態だけ教えていただけますか。47ページでもどこでもいいんですけど、例えば47ページであれば、基本財産のところに普通預金が来ています。あるいは45ページだったら指定正味財産の投資有価証券の下に普通預金が来ています。

つまり、3億円をこれは維持するために、急遽、1本足りないから普通預金を指定で入れたんじゃないかなと私は推測するんですが。

斉藤生涯学習文化課長

山田委員の御質問にお答えいたします。具体的に基本財産という部分につきまして、1円たりともそれを欠かすという状況がどこかにあってはいけないというのが大原則でございます。ここにございます普通預金につきましては、例えば1億円の債権を買うときに、9,950万円で買った。その差額が手元に残る。そういう部分について普通預金に置いておくという現象は生じますので、3億円をキープするための普通預金計上ということではございません。

※（公財）やまなし文化学習協会

質疑

小越委員 　　ちょっとみんなが気になっているところで、指定管理の収入が主なんですけれども、文化ホールの指定管理から外れて、今度、県民会館もなくなるとなりますと、今後の財政運営はどのようにされていくんですか。甲斐市だけなぜか指定管理、手挙げてますけど、これから県民会館がなくなったりしますと、もっと違うところにも指定管理で手を挙げていくような方法を考えていらっしゃるんですか。

齊藤生涯学習文化課長

委員の御指摘のとおり、甲斐市の双葉ふれあい文化館の指定管理導入の情報を察知しましてすぐにその指定管理者の応募準備に入ったところでございます。今後も各市町村の文化施設に指定管理者制度が導入されるという情報があれば、積極果敢に文化学習協会が手を挙げていく姿勢でございます。

以上でございます。

小越委員

うまく指定管理が取ればいいかもしれませんが、文化ホールのときもそうになってしまいましたし、指定管理が取れなくなった場合は、この生涯学習センター、そこの県からの業務委託ということだけになってしまいますと、この目的の、個性あふれる文化の創造と生涯学習社会を構築するという、ここのところの目的がどうなるんでしょうか。財政的な問題から。

齊藤生涯学習文化課長

前提の話として将来が暗いような話は私の立場ではちょっとできません。まず、文化学習協会の設立目的に忠実に職員が一丸となって取り組むような指導を私どもいたしております。ですから、指定管理者制度の導入というのは全国的な流れの中で、いわば戦国時代に入っておることはもう間違いない。その中で県出資法人のそれぞれのプロパー職員の意識改革を進め、今後それぞれの組織母体をどう自分たちが守っていくのかということについて、自分たちがまず意識改革を進めながらスキルアップも図り、県民の皆様からきちんとした評価が得られるような事業活動に向けて邁進していくというふうなことを私どもが指導監督する立場にございますので、この方向性を鋭意努力を続けまして、今後も事業活動が少しでも広がっていくような努力を継続してまいりたいと考えております。

※山梨県土地開発公社

質疑

永井委員 　　1 ページ、土地造成事業のところ、3つ、長期保有の土地開発公社が持たれて

いるんですけれども、その中で私、山梨ビジネスパークのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、この山梨ビジネスパークですけれども、3つ事業があって、まず最初に、この山梨ビジネスパークの開発、どのような経緯で行われて、国が主導で行われたのか、それとも県が主導で行われたのか、また、販売する区画が国の事業と県の事業が分かれていると伺っているんですけれども、その状況をまずお伺いいたします。

相原企画課長

それでは、永井委員の御質問でございますけれども、山梨ビジネスパークの経過についてですけれども、まず、平成2年の2月に旧頭脳立地法によりまして、県が甲府地域集積促進計画を策定いたしまして、その国の承認を経た後、中核的業務用工業団地として整備をしたものでございます。これが平成2年2月の時点のことでございます。

それから、その後、県からの意向もあって、事業は国の特殊法人地域整備公団、これはその後に中小企業基盤整備機構に改編をされておりますけれども、国の特殊法人に全体計画16ヘクタールのうち10ヘクタールを国の事業として実施をしてもらったということでございます。平成2年の2月から4年の10月にかけて、これは県からの要請で公社が買収を行ったわけですけれども、国の機構が実施したところが全体16ヘクタールのうち10ヘクタール、残りの6ヘクタールが県の公社が事業を行ったということでございまして、平成6年9月から平成7年10月にかけて造成をいたしまして、平成8年5月から分譲を開始したという状況でございます。

永井委員

最初、この造成を県が行って、その後、国の今の中小機構が10ヘクタールだけを管理をして、6ヘクタールを土地開発公社が管理をされたというお答えでしたけれども、平成2年からその計画ができた。このビジネスパークの開発について、ちなみに、ここ全体でこの16ヘクタール、どれぐらいの経費がかかっているのか伺います。

相原企画課長

全体の事業費でございますが、残っている資料によりますと、65.8億円というふうに確認ができております。

永井委員

ちなみに、この65.8億円、国と県の、今、10ヘクタール、6ヘクタール、この区分というのは。

相原企画課長

この65.8億円のうち、おおむね43.8億円が国の事業、それから県の公社の事業が22億円という区分でございます。

永井委員

非常に大きなお金をかけて、当時、これを、つくったときにはちょうどバブルの時代だったということで、非常に大きなお金をかけてこの山梨ビジネスパークをつくられたということでありますけれども、現在、この山梨ビジネスパーク、分譲の空きの状況というのはどうなっているんですか。

相原企画課長

国の機構が事業をした部分と、それから、県の公社が販売した部分とがあります。それで、国のほうがかかわって販売した部分はすべて分譲は済んでおります。それから、県の公社が事業をした部分については、全部で4区画の販売をしたところでございますけれども、このうち、名前で言うとE2という区画ですけれども、こちらが1区画、未分譲というところでございます。

永井委員 1点確認をしておきたいのですが、ちなみにこの分譲を行ったセクションというか、この分譲を営業して販売をする、これは多分、国の部分もそうだと思うんですが、そのセクションってちなみにどこかわかりますか。

相原企画課長 現在の組織セクションということになりますと、産業集積推進課ということになるかと思えますけれども、当時は工業振興課というふうなセクションだったかと思われます。

永井委員 ありがとうございます。
未分譲土地がまだ、E2区画があるということで、これも公社の整理のためには早急に売却をしなければいけない。また、八田の御勅使南地区工業団地とか大塚地区の部分に関しても、まだ未分譲の工業団地があるというふうに伺っています。ちなみに、公社としてこれをいつぐらいまでに売却をする予定なのかお伺いさせてください。

相原企画課長 これは先ほど改革プランのほうを説明させていただきましたけれども、ちょっと先ほどその部分を省略させていただいてしまいました。改革プランの中でも、この土地造成事業についての未売却の土地の扱いについて記載がございますけれども、先ほどの改革プランでは19ページ中ほどにございますけれども、平成24年度末の完売を目指して積極的な販売促進に努めるとしておりまして、平成25年度当初においても、これがまだ売却できないという場合には、その処分の方法について対応を再検討するというふうな方針となっております。

永井委員 平成24年度中の土地の売却ということは、今年度末までにこの3つを売り切るということですが、非常に厳しい状況であるというふうに思っています。ちなみに、ちょっとこれはビジネスパークではないのですが、八田の地区のほうは非常に特殊な形状の部分が残っているということで、これ、平成25年度、売れなければ多分来年度ということなんでしょうけれども、ちなみに、この改革プランの20ページの部分で、平成26年の4月にはもう実質、職員がいらっしゃらなくなるということになりますので、それ以降、この公社の事業というか、売れ残った部分、平成26年以降はこの工業団地の今言った3つの分譲と、多分、法人業務のみを行うというふうな予定になっていると思うんですが、このようなことでできるだけいろいろな部分の中でコストカットをしていくべきであるというふうに思っております。

その中で、ビジネスパークの中、例えば調整池というのが、さっきの未分譲の下E2の区画にあるんですが、例えば調整池の移管、中央市に移管をする、北側に同じような形で公園なんかもありますので、公園みたいな形で移管をすれば、管理費等も削減をしていくことになると思うんですが、そういった部分も検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

相原企画課長 御指摘をいただいたところですが、県の公社が販売をした区画の一部の調整池、出水の調整機能を果たす池の用地がございますけれども、この部分につきましては、近くを流れる川の改修が終了した時点で必要なくなるということがございますけれども、近くの川というのは鎌田川でございますけれども、この改修が予定以上におくれておりまして、まだ10年以上かかるというふうな状況でございますので、そういったことも見合せながら検討をしなければいけないと思っておりますけれども、この維持管理経費を抑制しなければいけないということは公社のほうとしても本当に真剣に考えなければいけないところがございます。

して、公社が実質的に職員がいなくなるというところの中で、ここの地元市町村への移管ということについても検討してまいりたいと考えております。

永井委員

今、鎌田川の改修が10年以上、これ、かなりおくられているということで、そのための調整池だというふうに伺っているんですけども、この回り、ビジネスパークの回りには25メートルの取水をされるところを掘ってあるというふうに伺っていますので、そういった部分を活用していけば、この調整池、公園にかえて管理等を任せれば、年間、微々たるものだと思うんですけども、例えば草刈りの費用なんかは削減ができると思いますので、そういった部分をぜひ、いろいろな部分の中でコストカットを検討していただきたいというふうに思っております。

最後に、今おっしゃっていたんですけども、平成26年度に実質職員がいらっしゃらなくなるということで、現在、この土地開発公社、そちらにも部長がいらっしゃいますけれども、企画県民部のほうの所管になっております。実際は、平成26年度、職員がいなくなった後に残りの業務、先ほどもちょっと申しましたけれども、未分譲の売却と管理の業務だけというふうになります。先ほど、冒頭の説明にもありましたけれども、この、要はそもそもビジネスパークをつくる最初の計画、甲府地域集積促進計画というのは、今の産業労働部ですね。当時の商工労働部がつくられたということだったり、先ほどもちょっと伺ったんですけども、こういう土地の売却等を行っているのが産業集積推進課であるということも考えれば、この平成26年度以降、どこかがこれを管理し、売却をしていかなければならない。私はそういった部分の中で産業労働部が所管するべきだというふうに思いますけれども、御所見のほうをお伺いできますでしょうか。

相原企画課長

先ほど改革プランの説明をさせていただいたところですけども、もし今、未売却の土地が売却できなかつた場合にどうするかということについては、今年度中に無理でしたら平成25年度に検討をするということになっておりまして、改革プランの中ではこの土地の取扱いについてまだ触れてはならないという状況でございますので、今後、実際にそうなった場合にどうしていくのか、公社にまだ残して管理していく、あるいは永井委員の御指摘のような、県のほうに移管したらというような御意見も参考にしながら、今後十分に検討して、また議会にも御説明をさせていただきたいと考えております。

永井委員

多分、ことし、この3つの土地、売れ残ると思いますし、平成25年度、また改革プランを変更するときに、ぜひそういった、もう本当に平成26年度まであと2年しかないわけですので、そういった具体的なこともどんどん、これ以外も詰めていっていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひその部分、積極的に検討をしていただきたいと思います。

鈴木委員

簡単に聞きたいんですけど、昭和43年から49年に法律のもとに公社の3事業を進めてきました。この間からの質問を聞く中で、どうも他人事というかのような感を、人のやったことだからあれなんですけれども、今、ここに及んで長年、資産それから負債等の関係ですね、100億円を超すような状況になっていて、そう見ると、平成24年度にある程度は、ことしいっぱいというんですか、業務を、あるいは同じになるというか、やらないほうがいいのかどうか分かりませんが、平成26年度に職員がいなくなる。こういうことの中で、長年、理事長さんは何人もやってきたわけなんですけど、これはもうバブルが崩壊したからという理由づけもあるかもしれないけれども、そのフレームのこと等を含めて、最初は公

社というのは、やはりより多くの土地造成等に向けていい方向に行けるための公社であって、今、考えると、県民に対してどういう話をして締めくくりをつけていけるという方向性ができていない。それは検討委員会はできているかもしれないけれども、なかなか私たちが見ていると本当に歯がゆい。きょう、丹澤さんは理事長さんですから、理事長さんというのはたくさんいましたけれども、もう収束に向けたような形の中で、本当に県民の人たちが納得できるような方向性でないと、県も、県会議員も同じに見られるんですよ。事実。県が悪いとなると、県会議員も悪いからというふうな見方もされたりもする。結局は計画の中での予算が出て、私たちは野党ではない限りは賛成していかなければならない。だけど、その歯がゆさというのは、多分、理事長もそうだと思うけどわかるんですね。

やはりそういうものが、いろいろな細かいことの積み重ね、いろいろとつてもみんなうまくいっていないような感がしているんですね。そういうことを考えると、やはり単純に、じゃあ、今、説明したからどうこうということではなくて、本当にこれから開発公社はどうなっていくんだということを県議の皆さんにはっきり言って、調査委員会が調査委員会がということじゃなくて、今、理事長として、ここの平成23年から26年の間、どういうことをしていくんだということの説明をちゃんとつけてくれないと、与党であってもその信に応じられない場合だって、私は出てくると思うんですね。その辺の考え方を理事長としてどう考えますか。

丹澤企画県民部長 御指摘の点でございますけれども、土地開発公社、これは歴史的に見れば、設立当初、高度成長のころ、山梨県内陸型の工業団地を造成するとか、公共用地を右肩上がりの中で用地買収を早目に先行取得をして、十分成果を出してきたと思います。それがバブルがはじけて、右肩上がりの地価という構造がなくなった時点以降、社会的にそごを来したといいますか、役割がもう十分果たせなくなってきていた。それに、今、振り返れば、どこかの時点で早くそこに見切りをつければよかったのかなというふうにも思いますけれども、結果的に米倉山に過大な投資をする、工業団地についても、結果的には地価が下がる中でかけた費用が回収できないというふうな事態になっておったわけでございます。

平成22年の12月に改革プランをつくって、公社についてはもう新規の事業はしないと。もう債務処理や売れ残りの土地を売却するだけにします。それで、公社は平成49年に廃止をするという計画を立てて、過去の県当局、それから役員等、それはここに至ったことに関しては責任はそれぞれ分担しなければならないとは思いますが、結果的にこういう事態になってきた。平成22年12月の改革プランでは、平成23年度から25年度までは売れ残りの土地を売って、それが過ぎたらもう専属の職員もなしにして、債務を返済するだけにするという計画で淡々と行く予定であったわけでございます。そこまでは議会の皆さんにも説明をして、了解をいただいていたこととさせていただきます。

しかし、今回の大塚工業団地のこのような問題が起きまして、さらに追加的な費用負担の問題が出てきた。その全額がまだ見通せないわけでございますけれども、それを繰り返しながらまた改革プランの見直しをして、新しいプラン案を2月議会までにはお示しをして、そこで検討をしていただくということとさせていただきます。現時点での土地開発公社理事長は私でございますので、今に至るまでの土地開発公社、結果的にはこのようなことになったことについては責任は十分感じております。具体的な、じゃあどうするかという話につきましては、来年2月の議会の中でまた説明をさせていただきたいと考えております。

鈴木委員

今の理事長さんを私は責めているわけじゃないけれども、今までのなあなあで

来たことは事実なんです。やっぱり先送りしてきたからこそ、今こういうことになっている。今からの問題というのは、先ほど言ったように、今、負になった金がある。今、これだけ負債があるのは、これを例えば来年の2月時点でペイできるかというのはなかなか難しいでしょう。これは県民の税金を使ってやっていることです。基本的には。これは私たち県会議員が納得したからどうこうの問題じゃない。やはり県民が本当に理解していただける、いただかなくてもそれまでの努力をしてやっぱり周知徹底を図らなければ、私たちは手を挙げるか判をつくかどうかはわかりませんが、賛成できません。

だから、これまでの間、2月に例えば方向性だとするならば、この2月の間に、特に9月議会とか12月議会までに、これははっきりさせてもらわんと、やはり私たちが、まあ、ほかの議員はわかりませんが、賛成できない立場にあることは事実なんです。だから、その辺をやっぱりいろいろな問題で個々の問題が出てくるかもしれないけれども、それをわきまえながら、これからの答弁をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

山田委員

私からすれば、昨年議員になって、こういう数値を見て、それまでどうしていたのかなということちょっと疑問に思うんですが、きょうは公社の今回の決算と次年度の点ということに限るといってごさいますので、何点か質問させていただきますが、仮に6ページの財産目録をちょっと見た場合、まず1点目は、長期借入金民間金融機関で13億4,000万円あって、それに対する金利が1,100万円ぐらいですかね、載っている。その負債に関する金利が少し安いように思うんですが、これはどこの金融機関で何%ぐらいで借入れをしているのでしょうか。

相原企画課長

融資を受けている金融機関は複数ございまして、それぞれこういった金利の時代でございますけれども、相当な低金利で融資は受けていただいて、すべて県のほうの債務保証がついておる融資ということございまして、金利のほうがそういうふうに低くお願いできているということになっているものと考えております。

山田委員

こちらのページの20ページを見ると、プロパーの職員の配置が平成23年度の4月で3名ということで、平成24年度に2名減ることになるのですかね。そうすると、この期に及んでと言ったら失礼ながら、退職給与引当金を6,000万円、ここで盛っているんですが、この退職金はどなたにあげる分なのか。やはり本来なら平成19年度というか、米倉山はちょうど私が平成11年度の時点でどうするんだとあって、防災検討委員会に入ったときに、多額の借金を抱えているということで、これを見ると平成19年度からの資料があるのですが、あの時点でもう既に破綻していたというふうに考えるのが普通の感覚でありまして、それから14、5年たっているわけで、その間、これ、退職金が普通に払われるというのは、我々の感覚ではちょっと考えにくいのですが、これは何人分の、だれの分として引き当てているのでしょうか。

相原企画課長

人数といたしましては3人分でございます。ことしの3月末に1人退職をしておりますので、その退職した方の分が1人。それから、今、まだプロパーの職員が2名残っております、それぞれ30年以上の勤務でございます。今、公社の職員の給与も何%かカットしております、また、退職手当についても県に準じて、またそれ以上に抑制をする中で考えておるところでございますけれども、ルールにのっとり3人分の引当金が3月末の時点では計上しておったというこ

とでございます。

山田委員

3名いたということなのですが、わかりました。

次に、新しい質問ですが、人件費支出がキャッシュフロー上見ると、3,100万円出ているんですね。そうすると、3名だとすれば、1人1,000万円ぐらいが人件費として支出されたことになるんですが、それと仕事の事業量が見合っているのかなということがちょっと疑問としてあるんですが、それについてお答えをお願いします。

相原企画課長

昨年はプロパーの職員が3名おりました。それから、それ以外に公社の専務理事、これは県職員のOBでございますけれども、おまして、4名でございます。ちょっとそれ以外の要素があればまたちょっと担当から聞いてみますけれども、2人でとか3人でということではございません。

山田委員

じゃあ、その件は、人の生活にもかかわることなので、余り突っ込むわけにもいかないかなと。

最後の質問であります、破産債権として山梨ビジネスパークが5億8,100万円。これに対して貸倒引当金が5億4,300万円、一応設定はしてあるんですが、これはたしか競売に今回入った中に入っていたような気がするんですが、この差の数字は、現在を把握している状況の数字なんですか。

相原企画課長

ビジネスパークにつきましては、D1からD3という3つの区画が譲渡はいたしましたけれども、途中から契約金の回収ができない状態になっておまして、その3つの区画とも競売にかかったり、これからかかるというふうな状況でございます。既にかかっている部分もあるんですけれども、落札者というか、買い取る方がいないような状態でおまして、今、4,400万円ほどを、仮に競売にかかった場合に回収できる費用というふうに見込んでおまして、その差、5億8,100万円と5億4,300万円の差額が今のところの回収できる見込みの額というふうに整理をしております。

小越委員

改革プランのところにあります15ページ、土地造成事業売却済みの土地2件について未収金が発生しており、現在のところ回収の見込みが立っていないことから、引き続き未収金の回収の取り組みが必要であるとあります。6ページの財産目録を見ると、事業未収金、公有用地大月分譲宅地あっせん事業受託事業費があるんですけれども、この土地2件、未収金が発生しておりというのは、これは平成22年のプランですけど、現在のところ、未収金のままになっているのでしょうか。未収金の回収に向けてどのような取り組みをされているのかまずお聞きします。

相原企画課長

未収金の状況は、この財産目録、あるいは貸借対照表のとおり、ことしの3月末の時点ではこの2件の未収金そのまま残っております。ただし、大月のほうの分譲地につきましては、昨年度、調整交渉が成立いたしまして、来年4月末までには入金になる予定でございます。

それから、5.8億円につきましては、先ほど、山田委員からの御質問にあった部分でございますが、ビジネスパークのD1からD3の区画、3区画を売却したわけですが、17年ごろから回収ができなくなって、現在、倒産し、破産をしている状態ということで、この部分が5.8億円、まだ未収金の状態で残っているというところがございます。これが3つの区画に分かれておまして、

それぞれ土地の所有は公社でございますが、建物の所有はまた別の整理回収機構等ということで、非常に複雑になっておりますけれども、今後まだ競売等の手続に入る予定のところもございまして、今、そのような状況を見ているという段階でございまして、まだこの部分が5.8億円、未収金ということでございます。

小越委員

ということは、この財産目録の事業未収金、大月分譲宅地、約5億円が消えるというか、減って、この負債と足し算、引き算の正味財産、それが65億円となるという理解でよろしいんですね。そうしますと、例えば、この前、お話がありました、この前の転石が出たところの処理費用が5億円より少なかった場合は、新たに費用を追加することがなくても、この資金繰りで行けるということですか。

相原企画課長

おおむねそういうことでございます。今回、大塚の工業団地にかかる費用がそれ以内でおさまれば、新たな追加的な県の財政負担というのは生じないということでございます。

小越委員

それから、先ほどもお話がありました、19ページの平成24年度以降、土地造成の完売を目指し、というところは、多分、ここの今年度事業のところでありまして、14ページのこの地区拠点工業団地市川三郷大塚2期、販売区画1区画というのは、既に1区画は例のケルが買ったので、残りの隣のところが1区画残っていて、あと、ここの八田と、それからビジネスパークのところですけども、これを平成24年度までに、ちょっと難しいような話はありましたけれども、処分の方法について対応を再検討するというのは、もうこの平成22年度の時点でかなりこれは売れ残ってしまうんでないかなということこの文章があるかと思うんですけど、この間、これについて何か検討というか、今後の展開を考えていることがあったんでしょうか。

相原企画課長

平成22年12月にこの改革プランをつくった時点で、まだ未売却のところは4区画ございまして、そのうち1区画が売れたので、残りが3区画という状態でございます。まず公社としてはどのようにこれを売却していくかということ、そこに最大限の努力をする必要があるということでございまして、産業集積推進課のほうでもこの辺についても力を入れていただいて、そういったことに努めてきたということでございます。プランの中では、平成24年度中に売却できなかった場合に、平成25年度になってその取扱いを検討をしていきたいということプランで示したというふうに考えております。

小越委員

それから、1ページの、ここの事業をやった内容の中で、市川三郷大塚地区拠点工業団地第2期、今、問題になっているところかと思うんですけど、環境整備をしたとありますけれども、環境整備をしたというのは具体的にどんなことをされたんでしょうか。多分それが問題になっているということかなと思うんですけど。

相原企画課長

平成23年度は通常管理をしていたということでございまして、草を刈ったりとか、あるいはロープで侵入できないようにしたりとか、そういう一般的な土地の管理ということでの費用でございます。

小越委員

草を刈ったりロープを張ったりするときには、そうはいつでもその場、現地に行くわけですし、その時点で全く今の問題になっているような状況を把握することができなかったということですよ。

相原企画課長　　今回問題になっているケルに売却した土地につきましては、ケルのほうが準備工事としてことしの3月から調整池の工事を始め、それで掘削をしていく中で4月の末に石が出てきたというふうなところの通報を受けたということでございます。昨年度の間にごこの問題についての今回のようなことを承知するという状況にはなかったというふうに考えております。

小越委員　　多分、ここは造成してからずっとこのままで、毎年毎年環境整備を実施したって、毎年多分あったと思うんです。それで毎年草刈りやって、毎年ロープ確認して、その現場の近くに行ってもわからなかったということは、その上に明らかにわからないようにする何か工作をしていないと、わかるんじゃないかなと思うんですよね。

　　ということは、この何年間、環境整備でその現場に、すぐそこに行っていながらわからなかったということは、意図的にいろいろな転石や廃棄物を見えないようにしていたってというふうに、まあ、だれがやったかわかりませんが、そういうことを考えるんじゃないでしょうか。

相原企画課長　　これは私の口から言っても、ですけども、断じてそういうことはないというふうにここでは申し上げさせていただきたいと思います。この土地は19年から20年にかけて整地工事を行いました。その段階で山になっているところは切って、そこから土を取って低いところへ持って行って盛土をして転圧をするという工事を19年から20年にかけて行ったところでございまして、それは設計書どおりにそういう工事が行われたわけでございまして、その後それはきちんと整地がされて、その後は雑草とかが生えているような状態だったというふうに承知しておりますが、これは販売前にそういった状況がわかるというふうなことは全くございません。

小越委員　　土地開発公社がわからなかったのではなく、その造成した土地の、過去の土地に工事の中でこういう事態が発生したというふうに土地開発公社、県は認識しているということですよ。

相原企画課長　　過去の公共工事の残土の搬入、またはそのときの整地工事の問題、そこら辺までの間のことが原因として考えられるというふうに思っておりますけれども、今後それはまた調査委員会できりぱりするものと考えております。

小越委員　　この問題はまたちょっと違うのでこれで終わりにしますが、最後に、先ほど鈴木委員からもありましたけれども、この土地開発公社、米倉山造成にかかるところで、この13ページを見ますと、差し引いた特別損失110億円ですよ。今、米倉山に、あそこに太陽光パネルがついたので、米倉山の特別損失が、ものすごいお金を費やしたけど損していることが忘れ去られているような感じがあるんですけど、そうじゃないと思うんですよ。米倉山造成に110億円も損失をつくっていて、今回もこのような損失が出てくるかもしれない。先ほど、大月の分譲地が5億で売れたから、それが費用のところ、もしかすると今回の問題がその中で済めばと思うんですけど、それで済むかどうか、私はちょっと疑問に思っています。隣の分も含めれば。

　　それで、米倉山、土地開発公社、それから高度化資金や林業公社や住宅公社や、そのことを含めるとものすごい金額のお金が、200億、300億というお金が毎年毎年、県民の税金から損失補てんに行っているんですよ。それが山梨県の借金財政をつくっている一つだと思うんです。

その中では、先ほどお話にありました、国に言われて頭脳立地の計画の中にビジネスパークをつくったとかありますけど、やっぱり国に言われたままにこれをつくってきたということを反省しない限り、また同じことを繰り返すと思うんです。山梨県として何が必要なのか、今、何が必要なのか、それが10年後、20年後、どのぐらい借金が積み重なるかということをやっぱり考えないと、国に言われたことままのをやっていたのがこういう大きなツケを招いていったんだというふうに思います。

その他

- ・閉会中も継続して審査する出資法人について閉会中の審査の方法は、現地調査によることと決定され、その日時、場所等の決定については委員長に委任された。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・8月中に実施する県外調査の日時、場所等の決定は委員長に委任された。
- ・平成24年5月22日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 望月 勝